

RDA 改訂項目総覧

－改訂の開始から2014年まで－

古川 肇

はじめに

2010年に公刊されたRDAはそれ以後絶えず改訂が加えられていて、2010年版は時の経過につれますます予備版的な色彩を濃くしている。拙論はその改訂の結果を、各項目の改訂作業後の最終案の読解を通じて、暦年別、条項番号順に概観する試みである。

改訂に関する全文書の目次に当たるものが、Joint Steering Committee for Development of RDA (以下「JSC」)のサイト中の“Documents Distributed Since the March 2009 Meeting”である¹⁾。拙論が対象とする最終改訂案への指示は、その中に散在しているのだが(ほかに“Fast Track”と称する微細な変更が公表されているが対象としない)、その識別は、例えば文書記号“6JSC/ALA/18/Sec final”の末尾の“Sec final”の表示によって可能である(ただし、Sec final後にも改訂が継続することがあり、例えば“6JSC/ALA/18/Sec final/rev/3”として漸く決着する場合も少なくない)。なお、JSCでは現在、次の改訂サイクルが確立している。即ち、①JSC年次会議の3月前の8月まで改訂提案を受け付け→②11月に開催される同会議で審議して承認または却下し→③承認された案を提案組織が改訂の上、翌年前半に本文を公開する(最新は2014年4月22日)。

さて、拙論の時間的な範囲は、Sec finalが初めて登場する2012年から2014年までであるが、この期間のうち2012-2013年に関しては和中幹雄が既に取り上げている²⁻³⁾。そこで、拙論ではこの両年分の集約に当っては、和中2論文(以下、各々を「WI」「WII」と名付く)に負うところ大ではあるものの、極力筆者自らの視点から改訂内容を要約し補足することに努めた。また原文のままであった件名(Subject)を和訳し、特に重要と思われる改訂の件名に下線を加えた。最後の点は、どこまでも筆者による個人的な評価である。

ほかに、近ごろ加除式形態で出版されたRDAの改訂版など⁴⁻⁵⁾を随時参照した。なお、RDAにおけるcreatorは「創作者」、instructionは「規定」と訳したことをお断りする。

I. 2012年における改訂最終案

WIではその主要テーマが、タイトルで明らかな通りJSCがRDA刊行までに決定できなかった課題である関係から、2012年中に改訂されたRDA全19項目の掲載に際して、それらに含まれるこの種の課題に対応する諸条項を優先して取り上げている。これに対して、以下では19項目を各々が対象とする主要条項のRDA内に出現する順序に入れ替え、WI内の各項

目のページ付けと番号（丸括弧内）を【】内に示し参照付けた。彼我の対照により理解が包括的になればと思う。

1. 第0章、第2章

[1]冒頭の冠詞—0.5、6.2.1.7、9.2.2.25、9.2.2.26、11.2.2.8、付録C（冒頭の冠詞）の改訂 二（6JSC/Chair/3/rev/Sec final/rev）【WI p.13 (1)】

RDAでは当初、①優先タイトル（6.2.1.7）、②優先個人名における個人を特徴づける語句（例：A Physician）（9.2.2.25）、③同じく優先個人名における個人の別著作を示す語句（例：The Author of Honesty the best policy）（9.2.2.26）、④優先団体名（11.2.2.8）の各冒頭が冠詞である場合は、一般にそれを省略するとしていた。それを逆に、冒頭の冠詞が資料に表示されていれば常に優先名称に含め、冒頭の冠詞を省略する形を別法とする規定に改訂した。英語圏への内向きな方針からの脱却である。

これを受けて、0.5および付録C（“Initial Articles”というタイトルは内容を十分表していない。内容は、省略する冒頭の冠詞の、言語名または単語のアルファベット順リスト）の文言中に、付録Cは別法の適用に際して使用するリストであるとの趣旨が盛り込まれた。

[2]2.7.2.3、2.8.2.3、2.9.2.3、2.10.2.3（制作（出版・頒布・製作）の場所の記録）の改訂 （6JSC/ACOC/2/Sec final）【WI p.16 (12)】

識別やアクセスにとって重要と判断される場合は、より広い法域名を付加する、という任意規定が、制作・出版・頒布・製作の各場所の規定に追加された。ただし、2014年になって場所を含むいわゆる出版事項全体の見直しの案が、JSCの会議に上程された⁶⁾。

[3]製作の日付（2.10.6）（6JSC/LC/2/Sec final）【WI p.17 (16)】

出版物の製作（manufacture）の規定に含まれていた、非出版物の制作（production）の規定（具体的には文書に関するもの）が削除された。

2. 第6章

[4]6.15.1.4（1パートあたり1演奏者を意図した器楽作品）の改訂提案（6JSC/CCC/3/rev/Sec final）【WI p.15 (8)】

Anglo-American Cataloguing Rules, 2nd ed.（以下AACR2）の旧規定からの脱却を目指す改訂であり、以後、我々は数多くの音楽作品の条項の改訂に接することとなる。2010年の公刊以前に音楽図書館界との連携が不十分だったのであろう。

本条項全体が、より幅の広い表現に改めた第一文に例外規定を添える構成となった。

[5]6.15.1.7（楽器群）への改訂提案（6JSC/CCC/4/rev/Sec final）【WI p.15 (9)】

やはりAACR2から脱却する改訂である。条項のタイトルを「楽器群」から「1パートあたり1演奏者の伴奏アンサンブル」へ改題した。この種の伴奏アンサンブルについて、楽器または楽器群の用語を記録し、続けてensembleという語を記録する（例：string ensemble）と規定した。特定する用語が得られない場合はinstrumental ensembleと記録する。

[6]6.15.1.12(歌曲などへの伴奏)への改訂提案(6JSC/CCC/5/rev/Sec final)【WI p.15 (10)】

この条項は後に削除されたので(III [10]を参照)紹介を省く。

[7]6.29.1.21(一裁判所の判例集)の改訂(6JSC/ALA/1/rev/Sec final)【WI p.16 (13)】

英米法圏では、特定裁判所の判例集に個人が記録者(reporter)として関与していた時代があった。この種の著作の典拠形アクセス・ポイントについて、RDAは記録者名と裁判所名のどちらを優先タイトルと組み合わせるかの選択を、当初AACR2を継承してその裁判所の所在国における認められた法引用慣行(legal citation practice)に基づくとしていた。これを、記録者名が記述対象に明示されている場合に限り記録者名と優先タイトルを組み合わせる、という規定に変更して、典拠形アクセス・ポイント決定の判断を容易にした。

[8]条約の署名の日付(6.29.1.33, 6.29.3.3)(6JSC/CILIP/2/rev/Sec final)【WI p.14 (3)】

条約における署名の日付の重要性に鑑み、ほかの著作と異なって著作の日付(Date of Work)をコア・エレメントとし、さらに一般に年だけではなく月日まで記録することを明確にした。件名の当該条項だけでなく、WIによれば6.4(著作の日付)、6.4.1.3(著作の日付の記録)、6.20(法的著作の日付)、6.20.3(条約等の署名の日付)、6.20.3.3(条約等の署名日付の記録)、6.29.1.33(条約等を示すアクセス・ポイントの付記事項)も改訂されている。

なお、条約に関する大改訂についてはIII [11]を参照。

3. 第7章

[9]内容の特性における変化(6JSC/LC/7/rev/Sec final)【WI p.16 (15)】

内容の記述を扱う第7章において、時間の経過に伴う変化に関する規定の欠落に着目した改訂である。7.29に表現形に関する注記が新設され、専ら変化に関する注記について規定された。例はWIを参照。

なお、体現形および個別資料に関する注記の改訂についてはIII [7]を参照。

[10]7.24と用語集の「芸術的・技術的クレジット」(Artistic and/or Technical Credit)の変更(6JSC/ALA/4/rev/Sec final)【WI p.16 (14)】

芸術的・技術的クレジットの定義が変更され、第2章の責任表示の範囲を規定する2.4.1.1に、7.23と7.24へ向けて3つの参照が追加された。

しかしながら、2014年11月のJSCの会議に7.23と7.24の根本的見直しの案が上程された⁷⁾。

4. 第9章

[11]9.2.2.5.3(非優先文字で書かれた名前)の改訂(6JSC/ACOC/1/rev/Sec final)【WI p.15 (11)】

非優先文字で記された名前の優先個人名の選択に当たっては、翻字形の採用を本則とし、目録作成機関が優先する言語で書かれた参考情報源において確立した形の採用を例外規定とすることを明確にした改訂である。

[12]個人と結び付いた日付とコア・エレメントの要求 (Core Requirements) の明確化
(6JSC/LC/5/rev/Sec final) 【WI p.18 (18)】

9.3.1.3 (個人と結び付いた日付の記録) に「個人を表す典拠形アクセス・ポイントの一部として、または個別のエレメントとして、またはその双方として日付を記録する。」との一文を挿入したほか、0.6.4のコア・エレメントのリストを修正した。

このうち「活動分野」の削除については次項を参照。

[13]活動分野 (9.15) と専門分野・職業 (9.16) (6JSC/CILIP/3/rev/Sec final) 【WI p.14 (4)】

個人名の2つの要素どうしの識別の問題である。JSCの構成メンバが提案する以前に、アメリカ合衆国の議会図書館・国立医学図書館・国立農学図書館が共同で結成した米国RDAテスト調整委員会 (U.S. RDA Test Coordinating Committee) が、両要素の区別を明確にするか統合するかのどちらかにすることをJSCに勧告した⁸⁾。JSCが出した結論は前者であり、併せて活動分野をコア・エレメントからはずした。

なお、II[32]を参照。

5. 第11章

[14]11.2.2 (国家元首と政府首脳) の改訂 (6JSC/ALA/2/rev/Sec final) 【WI p.13 (2)】

政府機関の規定 (11.2.2.21) の冒頭 2 項は当初、国家元首など (11.2.2.21.1) と政府首脳 (11.2.2.21.2) で、ともに法域名と称号を組み合わせる典拠形アクセス・ポイントとするものの、称号に関しては AACR2 を継承して、前者は目録作成機関の優先言語で表現し、後者は原語で表現することになっていた。それを下のように統合し、ともに目録作成機関の優先言語を用いることになった。

なお、その後の別箇所の改訂の結果、項番は 11.2.2.18.1 などと変更 (II [35]を参照)。

11.2.2.21.1 Heads of State, Etc.

11.2.2.21.2 Heads of Government

↓

11.2.2.21.1 Heads of State, Heads of Government, Etc.

11.2.2.21.2 Ruling Executive Bodies

6. 第19章

[15]19.2.1.1.1 (創作者とみなす団体) への付加 (6JSC/LC/6/rev/Sec final) 【WI p.14 (5)】

本条は、団体に由来するか、団体が責任刊行したか、または責任刊行させた著作の内容のうち、その団体を創作者とみなすいくつかのカテゴリーを列挙したものである。

これらのカテゴリーの一つ、団体の定義に該当する出来事 (例えば、展覧会、博覧会、祝祭) に、公聴会 (hearing) を追加した。また団体として行動する複数の芸術家によるタイトルを有する個別の芸術作品 (named individual works of art by two or more artists

acting as a corporate body) を加えた。

ただし、公聴会については後にさらに改訂された (II[42]を参照)。

[16]19.2.1.1.3の提案 (旧6.27.1.2 と旧6.27.1.3の改訂) (6JSC/LC/8/rev/Sec final) 【WI p.18 (19)】

改訂作業当初は、一個人、一家族、一団体の著作や共同著作の条に、逐次刊行物に関する規定を例外規定として追加する意向だったが、転換して「19.2.1.1.1 創作者とみなす団体」と「19.2.1.1.2 創作者とみなす政府首脳および教会首脳」に続けて、「19.2.1.1.3 逐次刊行物の創作者とみなす個人または家族」という条項を新設することになった。骨子は次のとおりである。

個人または家族がある逐次刊行物全体に責任を有する場合は、それを逐次刊行物の創作者とみなす。責任を有する、とは以下の場合である。a) 個人名またはその一部が本タイトルに含まれる。b) 個人または家族が逐次刊行物の出版者である。c) 内容が個人の意見などから成る。d) ほかの個人・家族・団体が逐次刊行物に関与していない。

しかし、これらの4条件がすべて満たされる場合に限るのか、どれかに該当すればよいのかは明記していない。例示から判断すると後者と思われる。

さて、拙稿執筆の目的から外れるので詳論は省くが、この改訂は決して好ましいものではない。むしろ規則の構造を損なう改悪であると筆者は考える。

7. その他

[17]付録A [(大文字使用法)] (6JSC/LC/1/rev/Sec final) 【WI p.15 (6)】

大文字使用法に関して、当初は、通常でない使用法の団体の名称は当該団体の慣行に従う、としていたのを、一般に知られている形の使用法に従う、との趣旨に改めた。

[18]関連指示子を使用する「をも見よ参照」に関する句読法の案内 (6JSC/LC/4/rev/Sec final) 【WI p.17 (17)】

付録E (アクセス・ポイント・コントロールのためのレコード構文) における改訂である。関連指示子を典拠形アクセス・ポイントとともに使用するときは、①当該典拠形アクセス・ポイント、②see also、③関連指示子、④関連先の典拠形アクセス・ポイントを、この順に組み合わせ、関連指示子の次にコロんとスペースを置くこととした。

[19]用語集におけるヴォーカル・スコアの定義の改訂提案 (6JSC/CCC/1/rev/Sec final/rev) 【WI p.15 (7)】

ヴォーカル・スコアの定義を、米国議会図書館のAACR2の適用細則中の定義と合致させるための改訂である。以下は仮訳である。

すべての声楽パートを示す総譜。鍵盤楽器などの和声楽器用に編曲された器楽伴奏を伴うか、それが省略されている。(A score showing all vocal parts, with the instrumental accompaniment either arranged for keyboard(s) or other chordal instrument(s) or omitted.)

II. 2013年における改訂最終案

和中は、2012年11月5-9日開催のJSC会議において議論された63項目（Fast Track 1項目を含む）に上る提案をすべて取り上げ、WIとWIIに分けて掲載している。このうち拙論が対象とする改訂最終案へ2013年内に辿り着いたのは43項目である。以下では、この43項目を、やはり各々が対象とする主要条項のRDA内の順に並び変えて件名を和訳し、項目ごとに改訂内容の要約または補足を記した上で、WIまたはWIIへ参照付けた。

1. 第1章

[1] 逐次刊行物の機器種別 (media type) の変化に関する1.6.2.2と3.1.6.1の改訂

(6JSC/ISSN/1/Sec final) 【WII p.22 (1)】

機器種別の「機器」とは、利用者が資料の内容を読み取るために必要な機器のことだが、RDAは当初、逐次刊行物に関して、その資料の機器種別が変化した場合に新しいレコードを起すとしていた。他方、ISSN国際センターのISSNマニュアルは、物理的媒体の変化が新しいレコードを必要とするとしているため、両者間に次の不一致が生ずることとなった。即ち、CDのようなパッケージ型の逐次刊行物がオンラインの逐次刊行物に変化した際、機器種別は等しく“computer”であるからRDAでは新たなレコードを起ささないのに、ISSNマニュアルでは起す。ここに統一を図る必要が生じ、RDAの側に一種の例外規定として、逐次刊行物が別のキャリアからオンライン資料に変化した場合、またはその逆の場合には新しいレコードを作成する旨の規定が追加された。

2. 第2章

[2] 資料の識別の基盤に関する2.1.2.2と2.1.2.3の改訂提案 (6JSC/ALA/20/Sec final) 【WI p.20 (1)】

RDAにおいて、全体記述 (comprehensive description)、即ち資料を全体として記述する場合、識別の基盤に関する規定 (2.1.2) は、①単一単位から成る資料 (1冊の図書など) (2.1.2.2)、②複数部分から成る資料 (逐次刊行物など) (2.1.2.3)、③更新資料 (2.1.2.4) に三分されているが、前二者が次のように増補または再構成された。

単一単位から成る資料に関して、次の趣旨の3文が増補された。

- ・資料を全体として識別することのできる情報源を選択する。
- ・資料を全体として識別する情報源はないが、主要著作 (main or predominant work or content) を識別するタイトルをもつ情報源があれば、それを資料全体の情報源とみなす。
- ・資料を全体として識別する情報源も、主要著作を識別するタイトルをもつ情報源もない場合は、個別の内容を識別する情報源の集合をその資料全体の情報源として扱う。

複数部分から成る資料に関して、規定が次の趣旨の5項目に再構成された。

- a)資料が番号付けされていないセットとして発行されている場合、または番号付けが順序の決定に役立たない場合は、総合タイトルをもつ情報源を優先し、その資料を全体として識別する情報源を選択する。
- b)各巻号が連続して番号付けされている場合は、最も若い番号が付されている巻号を識別する情報源を選択する。
- c)各巻号に番号が付されていない場合、または番号付けが順序の決定に役立たない場合は、発行年月日が最も早い巻号を識別する情報源を選択する。
- d)資料を全体として識別する情報源はないが、主要著作を識別するタイトルをもつ情報源があれば、それを資料全体の情報源とみなす。
- e)資料を全体として識別する情報源も、主要著作を識別するタイトルをもつ情報源もない場合は、個別の内容を識別する情報源の集合をその資料全体の情報源として扱う。

[3] [優先] 情報源に関する指示 (2.2.2.1-2.2.2.4) の改訂提案 (6JSC/ALA/21/Sec final)

【WI p.20 (2)】

優先情報源に関する改訂である。

1) 通則 (2.2.2.1) の内容は変わらないと見受けるが、この機会に筆者なりに整理すると、次のようになる。

優先情報源を選択するに当たっては、①記録媒体 (storage medium 例：紙、テープ、フィルム) だけでなく、②資料の一部として不可欠な容器 (housing 例：カセット、カートリッジ) をも、資料自体の一部として扱う。ただし、容器に関しては、それに入った状態で発行されればその資料自体の一部として扱うが、発行後に所有者などが製作すればその資料自体に含まれない外部情報源として扱う。

付属資料に関しては、全体記述の場合、付属資料をもその資料自体の一部として扱い、部分記述 (analytical description)、即ち資料の部分を記述する場合、付属資料をその資料自体に含まれない外部情報源として扱う。

そして、RDAは全資料を①1またはそれ以上のページ・枚・シート・カードから成る資料(またはその画像)、②動画資料、③その他の資料に三分して規定するが(2.2.2.2-2.2.2.4)、それらは次のように改訂された。

2) 1またはそれ以上のページ・枚・シート・カードから成る資料 (2.2.2.2) における改訂で、注目されるのは以下の箇所である。即ち「その資料に標題紙、タイトル・シート、タイトル・カード (あるいはその画像) がない場合は、以下の情報源にタイトルが含まれていれば、それをこの優先順位で優先情報源として使用する。」という規定の次の部分であつて、ジャケット (ラッパー、和製英語のカバー) をも優先情報源の代替になり得るとした。

a cover (or an image of a cover)

↓

a cover or jacket issued with the resource (or an image of that cover or jacket)

3) 動画資料(2.2.2.3)とその他の資料(2.2.2.4)が、それぞれ触知資料(tangible resource)とオンライン資料に二分された。

[4]異なる言語または文字種での優先情報源と優先タイトルを表す追加規定 (2.2.3.1および6.2.2.4) (6JSC/LC/19/Sec final) 【WI p.25 (2)】

複数の言語または文字種による優先情報源が存在する資料に関する改訂である。

2.2.3.1-テート・ベーシュ (tête-bêche 隣どうしのページが逆向きに印刷された資料)などに関して、目録作成機関が優先する言語または文字種の情報源を選択する旨の規定を追加した。

6.2.2.4 (1500年以後に著わされた著作) -著作が異なる言語で同時に刊行されその原語が決定できない場合は、目録作成機関が最初に入手した資料の本タイトルを優先タイトルとして選択し、複数の言語の版が同一資料内にある場合は、優先情報源に表示された本タイトルを選択する旨の規定を追加した。

[5]並列タイトルを除外するための2.2.4への変更 (6JSC/BL/9/Sec final) 【WI p.20(3)】

この案は採用されず代わりに2.3.3.2 (並列タイトルの情報源) が次のように改訂された。

並列タイトルは、当該資料中のどの情報源からも得る。本タイトルを資料外の情報源から得る場合は、並列タイトルはそれと同一の情報源から得る。

[6]基本規定に沿った (in favor of base instruction) 頭字語・イニシャルのタイトルに関する例外規定 (2.3.2.5例外) の調整 (6JSC/LC/13/Sec final) 【WI p.20 (4)】

逐次刊行物および更新資料に、完全形のタイトルと頭字語またはイニシャルのタイトルが共存する場合、前者を本タイトルとして記録し後者をタイトル関連情報として記録するという規定から、タイトル関連情報として記録するという限定をはずして、後者を異形タイトルとしても記録できるようにした。

[7]版表示の記録に関する2.5.1.4の改訂 (6JSC/ALA/10/Sec final) 【WI p.21 (5)】

資料に版表示がなくとも内容に他の版と重要な変化のあることが判明した場合は、版表示を補う、との任意規定が、AACR2に存在していたにもかかわらずRDAに欠けていたので、追加した。

[8]2.11.1.3 (著作権表示年の記録) の改訂 (6JSC/ALA/11/Sec final/rev) 【WI p.21 (6)】

録音資料の録音著作権表示年 (phonogram copyright date) の記録に関する規定を挿入した。併せて複数の著作権表示年がその資料の複数の側面 (テキスト、音響など) に対応している場合は、識別と選択に必要なとみなされれば複数を記録することを認めた。

[9]ISSNの記録に関する2.12.8と2.12.16の改訂 (6JSC/ALA/7/Sec final/rev) 【WI p.21 (7)】

2.12.8 (シリーズのISSN) と2.12.16 (サブシリーズのISSN) の規定を、2.15.1.2 ((体现形の識別子の) 情報源) の規定に合致させるべく、ISSNの情報源を、資料自体に限定していたのをいずれの情報源でも良いとした改訂である。また、それらの間に①シリーズ・タイトル・ページ、②資料の中の別の情報源、③その他の情報源という優先順位を与えた。またISSNを「記録する」 (record) から「転記する」 (transcribe) へ変更した。

3. 第3章

[10]数量の記録に関する規定（3.4.1.3、3.4.1.5）の再構成（6JSC/LC/17/Sec final）【WI p.22 (2)】

当初の3.4.1.5（ユニットの種類を示すために使用するその他の用語）は2部分に分かれていて、前半は3.3.1.3（キャリア種別の記録）のリストに含まれないその他の形態の資料に関する規定で、後半は簡略に名付けられない資料に関する規定であった。改訂の結果、前半は3.4.1.3（数量の記録）に吸収され、3.4.1.5は後半のみとなって条項名が「簡略に名付けられないユニット」と改題された。

[11]丁およびページの明確化（3.4.5.2 および用語集）（6JSC/LC/21/Sec final/rev/2）

【WI p.22 (3)】

丁とページの定義を用語集に追加することにより、3.4.5.2（ページ、丁または欄が番号付けされている単一の冊子）の本文を簡潔にした（下線部（筆者）を*のように改訂）。

用語集

Leaf A unit of extent of text consisting of a single bound or fastened sheet of paper as a subunit of a volume; each leaf consists of two pages, one on each side, either or both of which may be blank.

Page A unit of extent of text consisting of a single side of a leaf.

3.4.5.2

a) If the volume is paginated (i.e., if there are page numbers on both sides of the leaves), record the number of pages. *numbered in terms of pages

b) If the volume is foliated (i.e., if there are leaf numbers on only one side of the leaves), record the number of leaves. *numbered in terms of leaves

[12]3.11.4(触知テキストのレイアウト)と3.13(フォント・サイズ)(6JSC/BL/2/Sec final/rev)

【WI p.22 (4)】

3.11.4（触知テキストのレイアウト）の中のjumbo brailleを3.13（フォント・サイズ）へ移した上で、3.11.2から3.11.4までの地図イメージ・触知楽譜・触知テキストのレイアウトの規定を3.11.1（レイアウトの記録の基本規定）に統合した。

[13]3.19.7.3（伝送速度の記録）の改訂（6JSC/ACOC/6/Sec final/rev）【WI p.22 (6)】

3.19.7のタイトルとGlossaryにおいて、transmission speedをencoded bitrateに変更した。

4. 第6章

[14]音楽作品に対する台本と歌詞に関する規定の提案（6.2.2.10.2、6.27.4.2、付録I.2.1、用語集）（6JSC/ALA/13/Sec final）【WI p.23 (1)】

音楽図書館界からの要請による改訂である。RDAでは、収録著作が特定の表現形式に限定された著作集に関して、優先タイトルや異形タイトルを記録する場合、Essays、Novelsなどの定型的総合タイトル（conventional collective title）を使用することができるが、こ

れにLibrettos（台本）とLyrics（歌詞）を追加する改訂である。併せて付録と用語集の関連箇所も改訂された。

[15]表現形の日付 – 6.10.1.1および6.10.1.3の改訂– (6JSC/EURIG/2/Sec final) 【WI p.26 (1)】

6.10.1.1（〔表現形の日付の〕範囲）において、表現形の最も早い日付を表現形の日付とすることができる、との趣旨の一文を、表現形の日付を特定できない場合は、表現形の最も早い日付を表現形の日付とする、との趣旨に改変した。6.10.1.3（表現形の日付の記録）に、表現形の日付の種別（例：Date of writing）の記録を任意規定として追加する案は承認されなかった（WIを参照）。なお、最新のテキストには、表現形の日付は独立の要素、アクセス・ポイントの一部、またはその双方として記録する、との趣旨の一文が追加されている。

[16]表現形の言語 –6.11、6.11.1.3、6.11.1.4、7.12.1.3、26.1.1.3の改訂– (6JSC/EURIG/3/Sec final) 【WI p.27 (2)】

6.11（表現形の言語）において、表現形の言語を条件付きでコア・要素にしていたのを、条件を削除し常にコア・要素であるとした。6.11.1.3（表現形の言語の記録）に、限定語（例：original language）の記録を任意規定として追加する案は承認されなかった（WIを参照）。なお、最新のテキストには、表現形の言語は独立の要素、アクセス・ポイントの一部、またはその双方として記録する、との趣旨の一文が追加されている。

[17]6.14.2.7.2（〔音楽作品の〕複数部分〔の優先タイトルの記録〕）、6.14.2.8（音楽作品の集合著作）、6.28.2.3（〔音楽作品の〕複数部分〔を表す典拠形アクセス・ポイント〕）の改訂提案 (6JSC/CCC/7/Sec final) 【WI p.23 (2)】

主として6.14.2.7.2と6.28.2.3の改訂である。優先タイトルや典拠形アクセス・ポイントについて、著作内の順序表示が連続している複数部分に関する規定（一括して記録）と、順序表示がないか非連続の複数部分に関する規定（個別に記録）の相違をなくし、どちらも部分ごとに優先タイトル等を記録することを本則とする。そして、複数部分全体の優先タイトルに定型的総合タイトルのSelections（作曲家がまとめてSuite（組曲）と命名した作品に限りSuite）を用いることを別法とする。この改訂により生じた、音楽作品の規定と非音楽著作の規定との齟齬の最終的な調整については、III [8]を参照。

[18]6.15.1.3（演奏手段の記録）の改訂 (6JSC/ALA/12/Sec final) 【WI p.23 (5)】

音楽作品の演奏手段を詳細に記録する場合は7.21（音楽内容の演奏手段）の規定（具体的には7.21.1.3）に従うように、との改訂に過ぎない。演奏手段に関する後の大改訂についてはIII [10]を参照。

[19]6.16.1.3（音楽作品の順序表示の記録）の改訂提案 (6JSC/CCC/9/Sec final) 【WI p.23 (3)】

6.16.1.3のなかに、音楽の参考資料や主題索引において付与されている一連番号や主題目

録番号によって識別される集合作品 (aggregate work) に関しては、その番号を使用する、という趣旨の一文を挿入する改訂である。例えばベートーヴェンのヴァイオリン・ソナタ作品30の1から3に対して、この作曲家のヴァイオリン・ソナタ全体に付与されている番号の第6番から第8番を使用する。

[20] 6.21 (法律著作のその他の顕著な特性) および 6.29.1.33 (条約等を著わすアクセス・ポイントへの付加) の改訂 (6JSC/ALA/5/Sec final) 【WI p.26(5)】

これらの条項は2014年における条約に関する規定の大改訂 (III [11]を参照) で無効になったため、紹介を省く。

[21] "Selections"を著作の属性として扱う第6章の改訂 (6JSC/LC/20/Sec final/rev/2) 【WI p.25(4)】

6.27.2.3 (複数部分 [を表す典拠形アクセス・ポイント]) における改訂である。従来は、著作内の順序表示が連続している複数部分を対象とする場合は一括して典拠形アクセス・ポイントを作成し (例: *Homer. Iliad. Book 1–6*)、順序表示がないかまたは非連続の複数部分を対象とする場合は部分ごとに典拠形アクセス・ポイントを作成し、さらに後者に関してそれらをまとめて表現形と扱い “Selections” を用いて一括して典拠形アクセス・ポイントを作成する別法が設けられていた。この別法において今度の改訂では著作と扱うことにした。典拠形アクセス・ポイントの形は変わらない (例: *Homer. Iliad. Selections*)。

[22] 音楽作品の編曲および改作に関する規定(6.28.1.5.2および 6.28.3.2.2) の改訂 (6JSC/ALA/14/Sec final) 【WI p.24 (6)】

一方は表現形に他方は著作に属するという大きな差異があるにもかかわらず、編曲 (arrangement) と改作 (adaptation) との間には境界線が引きにくい。境界の明確化に資するため改訂案が提示されたが、例示の追加など些細な改訂にとどまった。

[23] 6.28.1.9 (タイトルが明確でない音楽作品を表すアクセス・ポイントへの付加) の改訂 (6JSC/ALA/8/Sec final) 【WI p.24 (7)】

6.28.1.9は、タイトルが明確でない音楽作品どうしを区別する場合、演奏手段・番号表示・調の一つまたはそれ以上をこの順序で追加する、という趣旨の規定である。だが、これでは必要最低限の付加しか行われなため音楽関係者にとって重要な調はほとんど記録されず、当該作品を表すアクセス・ポイントとしては情報が不十分である。それを避けるため、「一つまたはそれ以上」 (one or more) という語句を削除しすべてをこの順序で付加する、という趣旨に修正した改訂である。

後にこのようなカード時代の狭いスペースに踰躋する条文を一掃する改訂が行われた。III [10]を参照。

[24] 6.28.1.11 (集合音楽作品を表すアクセス・ポイントへの付加) の改訂提案 (6JSC/CCC/8/Sec final) 【WI p.23 (4)】

特定の楽曲形式の作品のみから成る集合作品に対する典拠形アクセス・ポイントには、一般に演奏手段を含めるが、その位置はSelectionsより前であることを確定する改訂である。

5. 第9章

[25]個人と結び付くその他の表示－9.0、9.6.1、9.19.1の改訂－ (6JSC/BL/4/Sec final/rev)

【WI p.28 (1)】

すべての改訂箇所のうち、後に行われる大きな改訂 (Ⅲ[14] を参照) への過渡的なものを除くと、まず個人と結び付く表示として、次の種類が追加された。

- | | | |
|---------|-----------------|------------------------|
| 9.6.1.6 | 聖典または外典で命名された個人 | 例：Talmudic figure |
| 9.6.1.7 | 架空および伝説上の個人 | Mythical animal |
| 9.6.1.8 | 人間以外の実在の実体 | Whale |
| 9.6.1.9 | その他の語句 | Wife of Gautama Buddha |

そして、典拠形アクセス・ポイントを構築するために次の規定が加わった。

- | | | |
|----------|--------|--------------------------------------|
| 9.19.1.7 | その他の語句 | 例：Yaśodharā (Wife of Gautama Buddha) |
|----------|--------|--------------------------------------|

[26] 9.2.2.18 [(姓も貴族の称号も含まない名称の記録に関する一般的ガイドライン)] におけるsaintに関する規定の再構成 (6JSC/LC/15/Sec final) 【WI p.28 (2)】

9.2.2.18の中にある「聖人の名前の一部としてSaintの語を含めない。この語は個人と結びつく情報として記録する。」という聖人についての規定を取り出して下位規定(9.2.2.18.1)とし、これを見出し易くする改訂である。

[27]年単独以上に [詳細に] 記録する場合の、個人と結び付いた日付(9.3)の改訂

(6JSC/LC/22/Sec final/rev) 【WI p.28 (4)】

9.3に生没年を年だけではなく月日も記録できるようにする任意追加規定 (Optional Addition) を設けた。

併せて典拠形アクセス・ポイントの構築の部分にある、生没の日付に関する規定 (9.19.1.3) 全体を次のように改めた。即ち、典拠形アクセス・ポイント相互を識別するために年のみを記録し、必要ならば月のみまたは月日を追加する。任意追加規定として、必要でなくても生没の日付を付加する。

[28]個人と結び付いた日付 (9.3、9.3.2、9.3.3) の改訂 (6JSC/LC/9/Sec final) 【WI p.28 (3)】

生まれた日付と没した日付がコア・エレメントであり、活動期間は同名異人を識別するのに必要な場合にのみコア・エレメントであることを明確にした。

[29]9.3.1.3 (個人と結び付いた日付の記録)、H.1 (B.C.およびA.D.の日付) および期間の記録法を明確にする例示の改訂 (6JSC/LC/14/Sec final/rev) 【WI p.28 (5)】

個人の活動期間などの、ときに曖昧な記録形式を明確にするための改訂である。

[30]階級、尊称、役職の呼称 –9.4.1および9.19.1の改訂– (6JSC/BL/3/Rev/Sec final/rev/2) 【WI p.29 (6)】

個人の称号 (9.4) の範囲 (9.4.1.1) に関して、これまで①王族、貴族または聖職者の位階または役職を示す語と②聖職者に対する呼称に限定してきたが、これに③ほかの階級、尊称、役職を示す語 (other term of rank, honour or office) を加えた。例えばCaptain、Reverend、

Sirである（ただし単に性別や結婚歴を示す語（Mr.など）は含めない）。

そして、規定としては、階級、尊称、役職を示す語はそれが個人の名称に現れれば記録する、とした（9.4.1.9）。またアクセス・ポイントの構築に際して、あるアクセス・ポイントを別のものと識別する必要があり語が名称とともに現れる場合は、これを付加することになった（9.19.1.6）。

[31]個人と結び付いたその他の場所 –9.11の改訂–（6JSC/BL/6/Sec final）【WI p.29 (7)】

個人がある場所と関連をもつとき、その結び付き方は勤務、探検など多様である。しかるにRDAでは国（9.10）と居住地（9.11）しか規定していない。そこで、居住地を「個人と結び付いたその他の場所」に変更して柔軟性をもたせた。

[32]9.16.1.1におけるprofessionまたはoccupation の定義の変更（6JSC/BL/7/Sec final）

【WI p.29 (9)】

professionまたは occupation の定義を拡張する意図から提案され、「専門分野または職業は、個人の職業（vocation）または副業（avocation）である。」と変更された。

[33]個人を著わす典拠形アクセス・ポイントへの付加の優先順位（9.19.1.1, 9.19.1.5,

9.19.1.6）（6JSC/LC/12/rev/Sec final/rev）【WI p.30 (10)】

個人に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する際の、付加事項の順序に関する改訂である。WIによると提案の趣旨は、付加事項のうち、活動期間（9.19.1.5）と専門分野・職業（9.19.1.6）はどちらが有用かは場合によるのでその順序は任意とする、というものであった。審議の結果、隣り合ったこの2項目を9.19.1.5にまとめることとなった。なお9.19.1.6には「ほかの階級、尊称、役職を示す語」が当てられた（II [30]を参照）。

改めて付加事項の順序を列挙する。

9.19.1.2 個人と結び付いた称号などの表示

9.19.1.3 生没の日付

9.19.1.4 名称のより詳細な形

9.19.1.5 個人の活動期間および（または）専門分野・職業

9.19.1.6 ほかの階級、尊称、役職を示す語

9.19.1.7 その他の語句（II [25]を参照）

ところが、JSCの2014年の会合では、優先順位の判断をカタログに任せて規定からはずし、アプリケーション・プロファイルへ移行することを検討したという⁹⁾。

[34]9.19.1.2（個人と結び付く称号などの語句）における宗教的位階の称号に関する付加的例外（6JSC/LC/16/Sec final）【WI p.30 (11)】

個人と結び付く称号などのうち、貴族の称号については、従来から資料に一般に現われる場合にのみ付与する。これに加えて宗教的位階の称号も、優先名として記録する最初の要素が名（given name）であるときは、資料に一般に現われる場合にのみ付与すると改訂された（例：Augustine, of Hippo, Saint 称号のBishopを付与しない）。

6. 第11章

[35]政府および非政府団体に関するRDAの規定の改訂提案 (6JSC/ALA/18/Sec final/rev/3)

【WII p.15 (1)】

この件名は内容を表現していない。本件は英語圏の目録関係者が長年にわたって解決に努めてきた、階層をもつ団体の下部組織および関連する団体を有する組織の名称を単独で記録するか従属的に記録するか、という団体標目上の最大の難問を扱ったものである。振り返れば、AACR2より前の *Anglo-American Cataloguing Rules* では、「従属を意味する名称をもつ機構」、「関連機関」、「[政府機関と官職] 通則」の三本立ての規定であった(鍵括弧内は1968年刊の翻訳による)。次いでAACR2で下部組織と関連機関の規定が統合され、RDAは当初これを引き継いだがそれを完全に一本化した改訂である。

具体的には、11.2.2.19の「従属的に記録する政府機関」を11.2.2.14の「従属的に記録する下部組織と関連団体」に統合し、従属的に記録するものを、①名称が特定のタイプに属する団体と、②それ自体が特定のタイプに属する団体に分け、前者に6種を後者に12種を列挙した。

ここでこれらの2グループを「国際目録原則」と比較してみよう。①は同原則の「団体名が従属機関もしくは下位の組織であることを意味するか、または下位の組織を識別するのに充分でないときは、典拠形アクセス・ポイントは上位の組織の名称から始めるものとする。」(6.3.4.3.2.)にほぼ対応し、②は「団体が法域や地域管轄団体の一部であるときには、典拠形アクセス・ポイントに、目録の利用者のニーズにもっとも適した言語および文字による当該地域の名称として現在用いられている形を含めるものとする。」

(6.3.4.3.1.)にほぼ対応していると見ることができる。

さて、筆者には、①に属するもののうち次の2種は、名称が特定のタイプに属し、かつそれ自体が特定のタイプに属する団体、という別のグループを立てるべきである、と考えられる。

- ・単に特定の学問分野を表すだけの総合大学の学部、専門学部、単科大学、研究所、試験所などの名称 (11.2.2.14.5)
- ・上位または関連団体の名称全体を含む名称の民間団体 (11.2.2.14.6)

また、AACR2において下部組織と関連機関の規定が統合された際、一例を挙げれば本来は *American Legion Auxiliary* である関連機関名が、*American Legion. Auxiliary* という人工的な形で記録される類の無理が生じた点は無視できない。

[36]法域または所在地の名称の変更 (11.3.3.4) の改訂 (6JSC/LC/18/Sec final) 【WII p.17 (2)】

団体と結び付く場所に関する規定群 (11.3) 中にある変更の規定において、最新の名称を記録するという条文に、以前の名称をも記録できることを許容する改訂である。

[37]11.5.1.3 (結び付く機関の記録) および9.13.1.3 (所属の記録) の改訂 (6JSC/ALA/6/Sec final/rev) 【WI p.29 (8)】

ある団体が関係する機関名やある個人が所属する機関名を、その団体や個人の記録に含めるときは、必ず当該機関の優先名を使用することを明確化した改訂である。

[38]団体と結び付く日付（11.4, 11.4.3, 11.4.4, 0.6.4）の改訂（6JSC/LC/11/Sec final/rev）

【WII p.17 (3)】

従来、団体と結び付く日付に関するコア・エレメントの指定の内容と、11.13.1.5（団体と結び付く日付）の「地名や結び付く機関名が利用できない場合で、あるアクセス・ポイントを別のものと識別する必要がある場合は、団体と結び付く日付を付加する。」との規定が矛盾していた。それを調整して次のように改訂した。即ち、団体と結び付く日付は会議等についてはコア・エレメントである。一方、その他の団体については、ある団体と同一名称をもつ別の団体と区別するために必要な場合にコア・エレメントである（11.4）。

[39]11.13.1.8（会議等の回次、日付、開催地）の改訂（6JSC/LC/10/Sec final/rev/2）【WII

p.17 (4)】

会議の典拠形アクセス・ポイントにおける回次、開催年、開催地（または機関名）の3付加要素について、11.13.1.8の条文が、単独の会議と連続して開かれる会議に振り分けて規定し直され（11.13.1.8.1と11.13.1.8.2）、11.13.1.8は条項名のみとなった。

具体的には、単独の会議では回次、開催年、開催地を付加するのを原則とするが、同一の開催地で連続して開かれる会議には開催地のみを付加し、様々な開催地で連続して開かれる会議には何も付加しないこととした。

しかし、連続して開かれる会議に関しては翌年さらに改訂された。III[18]を参照。

7. その他

[40]16.2.2（場所に対する優先名称）の改訂提案（6JSC/ALA/19/Sec final/rev）【WII p.18

(1)】

16.2.2の下の3つの規定が改訂されたほかに、「海外の領土、属国など」という下位規定が挿入された。これらの場所には国名などの広域法域名を記録しない（例：デンマークの自治構成国であるグリーンランドは単に“Greenland”とのみ記録）などとする趣旨である。

[41]地名における冒頭の冠詞（16.2.2.3）（6JSC/ALA/9/Sec final/rev）【WII p.19 (2)】

16.2.2.3ではなく16.2.2.4（優先地名の記録）において、現実の地名の冒頭に冠詞があれば優先地名にそれを含める旨の規定を加えるとともに、冠詞から検索しない地名であれば冒頭の冠詞を省略する、という別法をも用意した。I[1]に対応する改訂である。

[42]19.2.1.1.1における公聴会（6JSC/ALA/15/Sec final/rev）【WI p.26 (7)】

一旦は19.2.1.1.1の催しもの一つに追加された公聴会（hearing）であるが（I [15]を参照）、公聴会の創作者は開催者の立法機関や政府機関としたAACR2の立場に回帰すべきであるとの見解から、19.2.1.1.1を再構成して新たに「立法、司法、行政などの団体によって行われた公聴会を記録した著作」というカテゴリーを挿入した。

新たな19.2.1.1.1のカテゴリーを列挙すると、次のとおりである。

- a) 団体自体の事柄を扱う管理的な性格の著作（3つの細目略）
- b) 団体の集団的意思を記録した著作（例示略）
- c) 立法、司法、行政などの団体によって主導された公聴会を記録した著作
- d) 集団的活動を報告した著作
 - i) 会議（例えば議事録、論文集）、または ii) 探検隊（例えば踏査や調査の成果）、または iii) 団体の定義に該当しかつ記述対象に名称が記載されている出来事（例えば展示会、博覧会、祝祭）
- e) 演奏・演技グループの責任が、単なる演奏・演技などの範囲を越えて、グループ全体の集団的活動の所産となっている著作
- f) 団体が単に出版や頒布に責任を有するのではなく、団体から生じる地図著作
- g) 法律著作（細目略。III[11]を参照）
- h) 団体として活動する2人以上の芸術家による、名称を有する個別の芸術著作

[43]付録Bの一般的指針に、記号として表現される計測単位の使用法を明確に含める改訂提案（6JSC/CCC/10/Sec final）【WI p.22 (7)】

付録Bの一般的指針の別法において「体现形または個別資料の属性（中略）を記録する際は、計測単位の略語または記号の使用に関する適切な国際標準に従う。」などと、略語だけでなく記号にも言及することとし、それに伴ってタイトルを Abbreviations から Abbreviations and Symbols に変更した。

III. 2014年における改訂最終案

以下には、2014年に改訂が確定した19項目（偶然2012年と同数）を、各々が対象とする主要条項のRDA内に出現する順に排列して件名を和訳し、項目ごとに改訂内容の要約を記した。もはやWIやWIIへの参照はない。

1. 第0-1章

[1] 体现形の属性 - 1エレメントにつき複数のインスタンスが存在する場合の指示 -

(6JSC/DNB/3/Sec final)

0.6（コア・エレメント）における改訂で、あるコア・エレメントに複数のインスタンスが存在する場合、すべてのインスタンスがコアなのか否か、との疑問に答える改訂である。

コア・エレメントのインスタンスは一つのみが必須で、それに続くインスタンスは任意である旨の文言を追加した。

[2] 1.7.3 [(句読法)] の改訂 (6JSC/CCC/13/Sec final/rev)

表現の明確化を図る改訂であり内容にかかわるそれではないと思われるが、念のため本条項の新しい本文の概略を以下に記す。

区切り記号は原則として資料に表記されている通りに記録する。ただし、異なるエレメ

ントを分ける区切り記号と、同一エレメントのインスタンスを分ける区切り記号は記録しない(例: Vanderbilt University, Nashville におけるカンマを略して Vanderbilt University と記録する)。なお、一般に明確にするためには、必要に応じて区切り記号を付加する。

2. 第2-3章

[3]2.3.1.7 (部分・部編・補遺のタイトル) および 2.3.2.6 (総合タイトルおよび個別の内容のタイトル) の改訂 (6JSC/CCC/11/Sec final/rev)

新しい両条項のテキストの概略を以下に記す。

2.3.1.7-①共通タイトルがない場合は、部分等のタイトルをタイトルとして記録する。

②共通タイトルがある場合は、部分等のタイトルが単独では資料の識別に不十分であるならば、共通タイトルに続けて部分等のタイトルを記録する (2.3.1.7.1)。十分であるならば、部分等のタイトルを単独で記録する。ただし、逐次刊行物と更新資料については、十分であっても共通タイトルに続けて部分等のタイトルを記録する (2.3.1.7.2)。

2.3.2.6-①全体記述を選択した場合は、本タイトルの情報源に、総合タイトルと当該資料に含まれる個別の内容のタイトルの双方があれば、総合タイトルを本タイトルとして記録する (2.3.2.6.1)。②分析記述を選択した場合は、本タイトルの情報源に、記述対象のタイトルとより上位の総合タイトルの双方があれば、記述対象のタイトルを本タイトルとして記録する (2.3.2.6.2)。

しかし、2.3.2.6に関してはさらに問題提起がなされている¹⁰⁾。

[4]複数の暦の日付の記録 (2.6.7.1、2.6.9.1、2.7.6.3、2.8.6.3、2.9.6.3、2.10.6.3) (6JSC/LC/25/rev/Sec final)

2.7.6、2.8.6、2.9.6、2.10.6 に、コア・エレメントは記述作成機関 (agency preparing the description) が優先する暦年のみであることを追加した。その上で、2.6.7.1と2.6.9.1において、逐次刊行物の初終号の別方式の年月次には異なる暦の日付も含まれること、2.7.6.3、2.8.6.3、2.9.6.3、2.10.6.3 において、複数の暦の日付が表示されていれば、情報源上の順序などで記録することを追加した。

関連して、2.11.1.3 において、著作権の日付に関してグレゴリオ暦またはユリウス暦の表示がないときは、それを付加する任意規定を設けた。

[5]制作・出版・頒布・製作表示に関する指示の改訂 (2.7、2.8、2.9、2.10) (6JSC/LC/24/Sec final)

改訂された主な点は、次のとおりである。

- ・ 出版者等の名称には、特徴付ける語句 (個人の例は I [1]を参照) もあり得ることを追加した。
- ・ 製作表示において、出版または頒布情報が利用できない場合にのみ (記録する) との趣旨の条件節を削除した (2.10.1.4)。
- ・ 出版者等と体现形との関連に関する規定 (21.2-21.5) への参照を追加する。

ただし、今回は部分的改訂にとどまり全面的改訂は先送りされて、2014年11月のJSCの会合のために案が提出された¹¹⁻¹²⁾。

[6]識別子の後の限定要素 -2.15.1.7の修正- (6JSC/ACOC/9/rev/Sec final)

ISBNなどの識別子に付加する“(pbk.)”などの限定要素の例示を追加し、その説明を明確にした。

[7]体現形および個別資料に関する注記 (6JSC/ALA rep/6/Sec final/rev)

①かつての2.20 Note on manifestation or itemを、2.17 Note on Manifestationと2.21 Note on Itemに分割し、②かつての3.21 Item-Specific Carrier Characteristicと3.22 Note on manifestation or itemを、3.21 Note on Carrierと3.22 Note on Item-Specific Carrier Characteristic に再構成した。この結果、第2章と第3章の一部は次ページの表のような構造となった(枠で囲った中間見出しは筆者が挿入)。

もしかすると、現在、著作と表現形を一括して規定している第6章 Identifying works and expressionsと第7章 Describing Contentが、それぞれ著作・表現形別にグルーピングされるかもしれない、という予想も成り立つ。

3. 第6章

[8]6.2.2.9.2 ([著作の] 複数部分 [の優先タイトルの記録])、6.14.2.7.2 ([音楽作品の] 複数部分 [の優先タイトルの記録])、6.27.2.3 ([著作の] 複数部分 [を表す典拠形アクセス・ポイント])、6.28.2.3 ([音楽作品の] 複数部分 [を表す典拠形アクセス・ポイント]) の改訂提案 (6JSC/Music/1/Sec final/rev)

RDA Music Joint Working Group (米国音楽図書館協会など3団体からのメンバによって構成されたJSC内の合同ワーキング・グループ) の提案による改訂である。目的は、著作の部分に関する、音楽作品と非音楽著作との不統一を解決しようとするところにある。

提案のうち6.2.2.9.2にかかわる箇所が米国議会図書館に反対された。音楽作品の優先タイトルや典拠形アクセス・ポイントにおける、著作内の順序表示が連続している複数部分に関する規定と順序表示がないか非連続の複数部分に関する規定の区別をなくし、どちらも部分ごとに優先タイトル等を記録する、という前年の改訂(II [17]を参照)を非音楽著作へ及ぼす箇所である。反対の理由は、非音楽著作の部分は音楽著作の部分に比べて独立性が弱い点と改訂による影響が大きい点である。

反対意見が通り、非音楽著作においては音楽作品と異なり従来どおり区別し続けることになった。上記の結果を要約すると次のようになる。

	条項番号	複数部分の順序表示が 連続	複数部分の順序表示が 無または非連続
非音楽著作	6.2.2.9.2	本則：一括 別法なし	本則：個別 別法：一括
音楽作品	6.14.2.7.2	本則：個別 別法：一括	本則：個別 別法：一括

<表 RDA第2章と第3章（各一部）の新しい構成>

Chapter 2. Identifying Manifestations and Items

2.3/2.17 体現形の属性の記録

2.3 Title

...

2.16 Preferred Citation

2.17 Note on Manifestation (←旧 2.20 *Note on manifestation or item*)

2.18/2.21 個別資料の属性の記録

2.18 Custodial History of Item (←旧 2.17)

2.19 Immediate Source of Acquisition of Item (←旧 2.18)

2.20 Identifier for the Item (←旧 2.19)

2.21 Note on Item (←旧 2.20 *Note on manifestation or item*)

Chapter 3. Describing Carriers

3.3/3.21 体現形の属性の記録

3.3 Media type

...

3.20 Equipment or System Requirement

3.21 Note on Carrier (←旧 3.22 *Note on manifestation or item*)

3.22 個別資料の属性の記録

3.22 Note on Item-Specific Carrier Characteristic (←旧 3.21 *Item-Specific Carrier Characteristic*)

なお、個別に記録する場合の別法である、一括して複数部分全体の優先タイトルに定型的総合タイトルの**Selections**を用いる、という規定については、本則の代わりにだけではなくそれに加えても適用できることに注意したい。参考にこの改訂時に新たに挿入された例示を6.2.2.9.2から引用する（下線は筆者）。

Selections

Book 1

Book 6

Preferred titles for the parts of the work in a compilation comprising books 1 and 6 of

Homer's Iliad. The parts are identified collectively and individually

[9]6.14.2.5（一つの楽曲形式の名称のみから成る優先タイトル）への改訂提案

(6JSC/Music/2/rev/2/Sec final)

基本的に非言語芸術である音楽作品の、優先タイトルの言語の規定に関する改訂である。音楽作品の優先タイトルの言語の選択に関する原則は、作曲者が与えた原タイトルの言語を選択する、である(6.14.2.3)。その上で、優先タイトルが楽曲形式の名称のみのときは、「目録作成機関の優先言語で一般に認められている楽曲形式の名称の形を記録する。」と規定されていた(6.14.2.5.1)。今回、この規定に「名称がその言語で同語源の形をもつか、または同一名称がその言語で使用される場合」との制限が加わった。もしこの条件に合致しなければ、6.14.2.3に従って選択した言語で楽曲形式の名称を記録することになる。以上が改訂の主要部分である。

[10]演奏手段に関する改訂提案(6.15.1、6.28.1.9、6.28.1.10、付録E.1.1) (6JSC/Music/3/Sec final/rev)

大幅な改訂である。音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントに含める演奏手段に関して、カード目録時代の制約を解除する一方、旧標目の大きな変更をも防ごうとする意図に由来する。筆者はこの骨子について既に述べたので詳細はそちらを参照されたい¹³⁾。

主要な改訂点は二つあり、その第一は演奏手段の区分の再構成で、次のようになった。

1パートあたり1演奏者の器楽作品

楽器

1パートあたり1演奏者の伴奏アンサンブル

管弦楽団・弦楽合奏団・バンドのための器楽作品

独奏楽器と伴奏アンサンブル

独唱

合唱

不確定な演奏手段

第二点は、演奏手段が不確定な場合を次のように分析し細分したことである。①楽器・声の族または包括的な用語のみ、②広範囲の楽器または声のみ、③一部の演奏手段のみ指示があり、その他の部分は不指示またはunspecifiedなど、④全く不明。

[11]条約に関するRDA の指示に対する改訂提案 (6JSC/ALA/23/rev/Sec final/rev)

米国法律図書館協会 (American Association of Law Libraries) による勧告を伝達する形での、米国図書館協会による提案である。条約関連の27箇条の改訂に及ぶ提案が、基本的にそのまますべて承認された。条約という著作に対する典拠形アクセス・ポイントにかかわるもので、RDA刊行以後の最大の改訂と見てよい。

この種の典拠形アクセス・ポイントが、<創作者+定型的総合タイトル>という形から優先タイトル単独の形へ変更された。即ち、条約における国などの調印者 (Signatory to a treaty) を創作者とみなすことを否定し、さらに定型的総合タイトルである *Treaties, etc.* を廃止した。これ以上の紹介に先立ち例示を掲げると分かりやすいと思われるので以下に記す (略称ANZUSによって知られる安全保障条約)。

Australia. *Treaties, etc.*

↓

Security Treaty between Australia, New Zealand, and the United States of America

では、代表的な規定2条の改変を取り上げよう。

まず、6.19.2.7 (条約の優先タイトルに関する規定) では、定型的総合タイトルの代わりに、a) 条約の公式タイトル、b) 法律文献で用いられている簡略タイトルまたは引用タイトル、c) 条約がそれによって知られているその他の公式の名称という優先順位により、優先タイトルを選定することになった。

さらにこれを受けて、6.29.1.15 (政府間条約に対する典拠形アクセス・ポイントに関する規定) において、<政府名+*Treaties, etc.*>という形を廃止した。この結果、上記のANZUSに対する典拠形アクセス・ポイントのように優先タイトル単独形になるのである (ただし、政府名は異形アクセス・ポイント中では許容されている (6.29.3.3))。創作者でなくなった調印者は代わって著作と関連を有する行為主体と位置付けられて、規定が下線部のように新設された。

19.3 Other Person, Family, or Corporate Body Associated with a Work

19.3.2 Other Person, Family, or Corporate Body Associated with Legal Works

19.3.2.13 Participants in a Treaty

その他の改訂に触れると、条約の定義が拡張された結果、従来、典拠形アクセス・ポイントの一部としてばかりでなく、本文にも現れていた *treaties, etc.* の “etc.” が姿を消した。また調印の日付を扱う6.20.3は、その項目名が *Date of Signing a Treaty, etc.* から *Date of a Treaty* へ改称され拡張されて、調印が数年にまたがる条約の集合にも対応できるようになった。

以上の改訂のRDA全体への影響は大きく、コア・エレメント (0.6.3) のリストから調印者が削除され、創作者とみなす団体 (19.2.1.1.1) の法律著作のリストから条約等が削除された。

なお、条約に関するこれ以前の改訂の一部は無効になった (II[20]を参照)。

[12]アクセス・ポイントとしての異形タイトル (6.27.4.1、6.28.4.11、6.29.3.11、6.30.5.11、6.31.3.1) (6JSC/ALA/24/Sec final/rev)

従来の6.27.4.1の骨子は次の4点に要約できよう。

- ①異形アクセス・ポイントの基礎には、著作に対する異形タイトルを使用する。
- ②著作の典拠形アクセス・ポイントが<創作者+優先タイトル>の形で構成されている場合は、異形アクセス・ポイントを<創作者+異形タイトル>の形で構成する。
- ③著作の典拠形アクセス・ポイントが<創作者+優先タイトル>の形で構成されている場合は、著作の優先タイトルのみを異形アクセス・ポイントとする。
- ④アクセスに重要とみなされる場合は、異形アクセス・ポイントを追加する。

これについて改訂案は、③に並行する規定として「著作の異形タイトルのみを異形アクセス・ポイントとする。」の追加を求めた。それに対して、最終テキストでは、かえって③に相当する規定を削除し、その代わりに、優先タイトルのみ例示と異形タイトルのみ例示を次のように追加した(下線筆者)。

The giant animals series

Authorized access point for the work: Johnston, Marianne. The giant animals series.

Variant access point using the preferred title for the work on its own

The posthumous papers of the Pickwick Club

Authorized access point for the work: Dickens, Charles, 1812-1870. The Pickwick papers.

Variant access point using the variant title for the work on its own

[13]典拠著作(6.30.1.5)に関する指示の変更(6JSC/LC/26/Sec final)

典拠著作に対する典拠形アクセス・ポイントの規定である6.30.1.5を適用できる、宗教著作の種類を明確にした。

4. 第9-10章

[14] 9.6 [(個人と結び付いたその他の表示)] の改訂 (6JSC/BL/13/Sec final/rev)

9.0(目的と範囲)において、当初は単に「個人には架空の実体が含まれる。」とあった文が、「個人には、聖典または外典で命名されている個人、架空および伝説上の個人、並びに人間以外の実体が含まれる。」と敷衍された。

次いで、当初は単にコア・エレメントとされていた9.6が、次のように敷衍された。

個人と結び付いたその他の表示は、キリスト教の聖人、聖霊、聖典・外典で命名されている個人、架空もしくは伝説上の個人、人間以外の実在する実体に関しては、コア・エレメントである。それ以外の場合は、同名異人を識別するために必要ならばコア・エレメントである。

また、9.19.1.1に、人名とは思えない句や呼称からなる名称をもつ個人に対する典拠形アクセス・ポイントに関する規定が挿入され、同名異人を区別する必要がなくても、名称の後に次のどれかを追加することになった。

- a)人間の実体に関する専門・職業(9.16)を示す語 例：Stone Mountain(Writer)
 b)架空もしくは伝説上の人物を示す語(9.6.1.7) G-8 (Fictitious character)
 c)人間以外の実在の実体は、種類を示す語(9.6.1.8) Battleship(Race horse)

だが、例えば“Kent, Clark”のような姓名の形をした架空の人物の名には追加しない。さらに、9.19.1.2（個人と結び付いた称号などの表示）が以下のように細分された。

- 9.19.1.2.1－王族の称号、9.19.1.2.2－貴族の称号、9.19.1.2.3－宗教的位階の称号、
 9.19.1.2.4－聖人、9.19.1.2.5－聖霊、9.19.1.2.6－個人と結び付いたその他の表示。

さて、架空の実体は何も個人ばかりではなく家族や団体にもある。これに関する改訂案が提出されている¹⁴⁾。

[15]家族の言語 (10.8) (6JSC/LC/23/Sec final/rev)

家族に関する第10章において、個人の言語 (9.14) および団体の言語 (11.8) に対応するエレメントが欠落していたことの改善である。10.8に挿入され、旧来の10.8 Family History、10.9 Identifier for the Family、10.10 Constructing Access Points to Represent Familiesは、各々条項番号が順送りされた。

なお、RDAに先立って*Functional Requirements for Authority Data* においても補足されたという。

5. 第11章

[16]11.4 [(団体と結び付く日付)]、11.13 [(団体を表すアクセス・ポイントの構築)]
 および用語集の改訂 (6JSC/BL/11/Sec final/rev)

団体に関して、個人にならって活動期間 (Period of Activity) を設ける改訂である。新しい規定が11.4.5として挿入された。例示を記す。Harrison & Leigh(active 1810–1818) (11.13.1.5)。この要素は同一名称の団体どうしを識別するときに必須なので、コア・エレメントである。

[17]11.7 [(団体と結び付くその他の語句)] および11.13 [(団体を表すアクセス・ポイントの構築)] の改訂 (6JSC/BL/12/rev/Sec final)

団体の優先名称が団体とは思えない名称 (例：St. Mary) に団体の種類を示す語 (例：Church) を付加する、という規定を、優先名称への付加要素に関する規定群から典拠形アクセス・ポイントの構築に関する規定群へ移した。ほぼ編集上の改訂と見てよい。

[18]11.13.1.8.2[(一連の会議等に対するアクセス・ポイント)]の改訂 (6JSC/BL/14/rev/Sec final/rev)

2013年に新設されたばかりの規定 (II[39]を参照) の改訂である。アクセス・ポイントが一連の会議等を表す場合は、同一の開催地で連続して開かれようと、様々な開催地で連続して開かれようと、一切、回次、日付、開催地を付加せず、識別の必要があるならばこれら以外の要素 (11.13.1.2–11.13.1.7で規定) を付加する。回次等の追加の仕方によって形が相互に整合しないことのないようにする改訂である。

6. その他

[19]編纂者および集合著作の编者—20.2.1の改訂— (6JSC/ACOC/7/Sec final/rev)

編纂者 (compiler) と集合著作の编者 (editor of compilation) との区別を明確にするための改訂である。

20.2.1 は、表現形と結び付く個人・家族・団体を扱う寄与者 (contributor) の範囲に関する規定であるが、改訂の実質は寄与者に対する関連識別子を列挙する付録 I における諸種の寄与者の定義に表されている。

编者 (editor) の定義が次のように再規定された上で、集合著作の编者が削除された。

1 またはそれ以上の創作者による著作や著作の部分の内容を改訂したり明確化したり、それらを選択し集めて編成することによって、著作の表現形に寄与する個人・家族・団体。寄与には、序論や注記などの批評的素材 (critical matter) を追加したり、制作、出版または頒布のために著作の表現形を用意したりすることも含まれる。原作の性質や内容を本質的に変え、新たな著作の成立を招来する大幅な改作や翻案などについては、I.2.1 で規定する author を見よ。

参考までに、改訂の対象ではなかった、表現形ならぬ著作と結び付く個人・家族・団体である編纂者の定義を引用しておく。

データ、情報などの選択、編成、収集、編集によって、新たな著作 (例えば、書誌、名簿) の創造に責任を有する個人・家族・団体。

おわりに

「…旧規則が10年を要し、新規則が旧規則を基礎にしつゝも尚3年の日子を要したことについて、その労苦を容認さるゝ人々が果たして何人おられようか。図書館の業務はそれ程じみで目立たない。」

これは、往昔、日本図書館協会目録委員会の委員長であった岡田温が、『日本目録規則』1952年版の本文直前の報告に記した言葉である。筆者がこの文に接したのはほぼ半世紀前であるが、一読後なぜか印象に残った。今にして思えば当時入門者に過ぎなかった筆者に岡田の嘆きの深さが分るはずもなかったが、現在は痛切なまでに共感を覚える。それにしても、60年以上を経過しながら、目録規則の構築の困難さに何の変化がないことの原因をどこに求めたらよいのだろうか。筆者にその解答が見出せるはずもなく、明らかなのは、我々の前には労苦を公認されないまま歩み続ける以外の道がないことである。

今後もし事情が許せば、拙論の続編を暦年単位で「201X年におけるRDAの改訂」というタイトルの下に、継続してまとめて行きたいと考えている。

注 (アクセス日 2015/2/23)

1) JSC. Documents Distributed Since the March 2009 Meeting.

<<http://www.rda-jsc.org/workingnew.html>>

- 2) 和中幹雄 「『決定をRDA刊行後に持ち越した課題』 から見るRDAの方向性 (2) RDA本格導入直前の改訂作業について (その1)」 『資料組織化研究-e』 63:12-31. 2013.2
<<http://kiyo.info.gsucc.osaka-cu.ac.jp/TS/article/view/637/578>>
- 3) 和中幹雄 「『決定をRDA刊行後に持ち越した課題』 から見るRDAの方向性 (3) RDA本格導入直前の改訂作業について (その2)」 『資料組織化研究-e』 64:14-27. 2013.4
<<http://kiyo.info.gsucc.osaka-cu.ac.jp/TS/article/view/642>>
- 4) *RDA: Resource Description and Access Print--2013 Revision (Includes July 2013 Updates)*. 2014.
(その後2014 Revisionが刊行されたが筆者は未見である。)
- 5) Attig, John. Joint Steering Committee Meeting Blog <<http://sites.psu.edu/jscblog/>>
- 6) Simplification of RDA 2.7-2.10(6JSC/BL rep/1). 2014. 25p.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-BL-rep-1.pdf>>
- 7) Expanding the Scope of Statement of Responsibility in RDA 2.4 and Eliminating the Instructions for Performers, Narrators, Presenters (RDA 7.23), and Artistic and/or Technical Credits (RDA 7.24) (6JSC/ALA/32). 2014. <<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-ALA-32.pdf>>
- 8) Report and Recommendations of the U.S. RDA Test Coordinating Committee. 9 May 2011, revised for public release 20 June 2011. p.15.
<<http://www.loc.gov/bibliographic-future/rda/source/rdatesting-finalreport-20june2011.pdf>>
- 9) Attig, John. Joint Steering Committee Meeting Blog: Joint Steering Committee meeting, November 6, 2014. 2014.
<<http://sites.psu.edu/jscblog/2014/11/07/joint-steering-committee-meeting-november-6-2014/>>
- 10) Mixture of Work Level and Manifestation Level in RDA 2.3.2.6 (Collective Title and Titles of Individual Contents), Optional Additions(6JSC/DNB/Discussion/2Discussion paper). 2014. 3p.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-DNB-Discussion-2-ALA-response.pdf>>
- 11) Simplification of RDA 2.7-2.10(6JSC/BL rep/1). 2014. 25p.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-BL-rep-1.pdf>>
- 12) Transcription Issues associated with the Production Statement (RDA 2.7) .
(6JSC/ALA/Discussion/4). 2014. 1p.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-ALA-Discussion-4-CCC-response.pdf>>
- 13) 古川肇 「RDAにおける音楽作品に関する規定」 『資料組織化研究-e』 65: 25-26, 28. 2014.3
<<http://kiyo.info.gsucc.osaka-cu.ac.jp/TS/article/view/686>>
- 14) Fictitious Families and Corporate Bodies (Revision of RDA 10.0, 10.3.1.3, 10.11.1.2, 11.0, 11.7.1.4, 11.13.1.2)(6JSC/BL/21). 2014. 1p. <<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-BL-21-CCC-response.pdf>>
(ふるかわ はじめ)
(2015年2月24日受付)
(2015年3月23日受理)